

平成 25 年第 9 回 甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	平成 25 年 8 月 19 日（月） 午後 1 時 34 分から午後 2 時 50 分まで	
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 2 階 第 2 会議室	
出席委員	委員長 山田 喜一朗 委員長職務代理者 小川 浩美 委 員 藤田 正実 委 員 今井 智一 教育長 山本 佳洋	
事務局出席者	教育部長 安田 正治 次長（管理担当） 菊田 宗高 次長（指導担当） 今村 日出弥 管理監（行政改革推進担当）兼社会教育課長 福山 勝久 教育総務課長 西出 八津子 学校教育課長 西村 文一 文化スポーツ振興課長 田中 康之 歴史文化財課長 縮谷 隆 社会教育課参事 奥田 邦彦 文化スポーツ振興課参事 安井 明美 こども未来課参事 井ノ口 照美 教育総務課総務企画係長 田原 聖史	
書記	こども未来課長補佐	東 紀子

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 平成25年第8回教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 8月 教育長 教育行政報告
(2) 平成25年第4回甲賀市議会定例会（9月）報告議案について

3. 協議事項

- (1) 議案第32号 甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会設置要綱の制定について
(2) 議案第33号 甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会委員の委嘱について
(3) 議案第34号 臨時代理につき承認を求めることについて
（臨時代理第10号 甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について）
(4) 議案第35号 平成25年第4回甲賀市議会定例会（9月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について
(5) 議案第36号 平成26年度使用甲賀市立小中学校教科用図書の採択について

4. その他、連絡事項など

- (1) 平成25年第10回（9月定例）教育委員会について
(2) 平成25年第9回教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後13時33分〕

管理担当次長 それでは、ただ今から、平成25年第9回甲賀市教育委員会定例会を開催させていただきます。

管理担当次長 開会にあたりまして、黙祷及び市民憲章の唱和をお願いします。

平成19年7月31日甲賀市教育委員会主催の行事において、尊い命を亡くされました美馬沙紀さん、藤田真衣さんに慎んで哀悼の意を表すとともに、お2人にさらなる安心安全への取り組みを進めることを誓い、黙祷をささげたいと思います。黙祷。

(一同 黙祷)

管理担当次長 ありがとうございます。お直りください。

続きまして、甲賀市市民憲章の唱和をよろしくお願いいたします。

(一同 市民憲章唱和)

ありがとうございます。ご着席ください。

管理担当次長 それでは、山田委員長からご挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いいたします。

委員長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

お盆も過ぎ、少しは涼しくなると思っておりましたが、今年は記録的な暑さが続き、連日のように熱中症の報道がされ、亡くなられた方もおられます。また、北海道や東北地域では、経験のないような豪雨もあり、被害者にあわれた方も多数おられます。

皆様方におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。本日は大変お忙しいところ、第9回教育委員会定例会にご出席いただきましてありがとうございます。

さて、夏休みも残すところ2週間ほどとなりました。毎日のようにマスコミでは子どもたちの事故を報道しております。ちょっとした親の不注意や、少し目を離したときに起きた事故、なぜ起こるのだろうと思える事故や、起こるべくして起こった事故など様々ですが、子どもに起きた事故は非常に残念であります。当市におきましては、現在のところ大きな事故もなく、喜んでいるところです。

子どもたちも楽しい夏休みを過ごしていただけていると思いますが、一回りも二回りも大きく成長して、2学期を迎えてくれることを期待しております。9月になればすぐに体育祭、文化祭、発表会等の行事が続きますが、先生方は、子どもたちとコミュニケーションを計り、成

長を手助けするとともに長所を見出し、個性豊かな子どもたちの育成に努めていただきたいと思います。また、緊張感を持ち、子どもの成長とともに自らも磨き、子どもたちから何でも相談できる先生を目指していただきたいと思います。

子どもの心というものは、非常に素直であります。だから、わからないことがあればすぐに先生に「なぜ」と聞きます。子どもは一生懸命で熱心であります。だから、与えられた答えを自分でも懸命に考えます。考えて、納得がいかなければどこまでも「なぜ」と問います。子どもは「なぜ」と問い、教えられて、その教えを素直に自分で考え、さらに「なぜ」と問い返して、そして日一日と成長していくのだと思います。その「なぜ」に十分応えられる先生、指導者、管理者、親が、子どもの成長にとって一番重要であります。皆さんの自信はどうですか。そういう経験はあるでしょうか。

さて、8月10日のニュースで、全国の小中高の体罰問題が大きく取り上げられました。平成24年度、体罰を行った教員は6,721人に上り、平成23年度の404人に比べ激増しています。また、被害を受けた児童生徒は14,208人と発表されました。甲賀市において、体罰の防止対策や対応、根絶に向けた施策は完全であるか、その取り組みの強化を徹底していただきますよう再度お願いしておきます。

さて、先日病院に行った時のことです。受付の前の長椅子に、若いお母さんと4歳位の男の子、そして2歳位の女の子が座っていました。床に小さいスリッパがあったので、私が体を斜めにしてその長椅子に座ると、すぐにお母さんが気付く、「あっ、すみません」と言ってスリッパをよけてくれました。私が「いいえ」と、絵本を見ていた女の子に微笑むと、お母さんは「よかったね」と女の子に言い、男の子が棚に本を入れて椅子に戻ってくると「上手にできたね」と男の子を褒められました。男の子は嬉しそうにお母さんの顔を見ていました。私は、若いお母さんの他人への気配りや、幼子に対しても人格を認めて接する態度に感心しました。私が子育てをしていた頃を振り返ると、

恥ずかしながら、会社、会社と仕事一点張りで、他人を思いやることも子どもを褒めることもなかったような気がします。帰り際、会計を済ませて何気なく親子を見ると、お母さんから「お気をつけて」と言われました。このようなお母さんに育てられた子どもたちは、思いやりを持った素晴らしい大人になるだろうと、ふと思った出来事でありました。ぜひ甲賀市の子どもたちも、このような環境で育ってほしいものです。

委員長 それでは、資料に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに 1. 会議録の承認（1）平成25年第8回教育委員会（定例会）の会議録の承認について、資料1でございます。会議録については、事前に委員の皆様方のお手元に配布させていただいております。

何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（全委員 質問等なし）

委員長 それでは、特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の（1）平成25年第8回教育委員会（定例会）会議録の承認については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 それでは、2. 報告事項といたしまして、（1）8月教育長教育行政報告について、資料2に基づき、説明をお願いします。

教育部長 それでは、（1）8月教育長教育行政報告について、資料2に基づきまして、7月25日開催の定例教育委員会以降、本日までの教育長の動静を中心に主な事項について行政報告をさせていただきます。

（以下、資料2により報告）

委員長 ただ今の（1）8月教育長教育行政報告について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 毎年、ご命日の7月31日にご遺族を訪問していただいていると思いますが、差し支えなければお話の中で感じられたことや、ご様子等をお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

教育長 ご両家とも変わらないご様子でお迎えをいただきました。そして、ご仏壇の前で7年経ったということ、また、市の安全管理についても着実に前に進めているということ、子どもたちも元気に中学校へ行き、

そして卒業しという報告をさせていただきました。

特にお父さんの対応でございますが、先ほども申し上げたように変わらぬ様子でございましたが、年々、市の取り組みへも一定ご理解いただく中で、和やかにご歓談いただけるようになってきていることを改めて実感をさせていただきました。しかしながら、そのことに甘えずにさらに緊張感をもって安全意識向上に向けての取り組みを継続していかなければならないということを、強く思わせていただいたところでございます。

委員

近畿都市教育長の会長としてご出席いただいたということですが、大津市のいじめの問題の第三者委員会の総括の中に、教育委員会だけではなく、外部の意見も聞いたほうがよいというようなことを耳にしたのですが、大津市の事件の後、それぞれの教育委員会で、再びあってはならないという部分で、身近な問題として外部の意見や問題解決の評価も含め、そのようなことを取り入れていこうという教育委員会としての動きをしておられるところがあるのかどうかということについてお聞きします。

教育長

近畿の各教育長が一同に会するのは4月と10月でございます。その中で様々な議論はされるわけでございますが、日常、役員会でございますので、各県代表1人を基本としながらの会でございます。詳細について各都市の取り組みを聞かせていただく、交流するという場はなかなかないわけでございます。それぞれの各府県、市の特徴、大きい小さいも含めて様々です。各学校の子どもたち、生徒たちの状況もそれぞれ違いますから、一概に集約することはできません。教育委員会は、そういう事案が発生しないようにということで取り組みを強めておられることは、ある意味で神経質になりながら進めておられるということについては、十分理解をしているところでございます。いずれにいたしましても、予防とそして不幸にして起こってしまったとき、あるいはその後の対応については、今、おっしゃったようなことも含めて、各市で十分議論をしながら、その体制を構築しておられるように理解をしております。

特に特色のあるということについては、把握はしておりませんが、都会の市であるからとか、少し静かな平穏な地域であるからとかいうことなく、どこでも起こりうるという基本的なスタンスの中で、体制を強化しておられるということは十分伝わっています。そして、理解をしているところでございます。

委員長 その他、ご意見、ご質問等はございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特にご意見、ご質問もないようですので、報告事項として終わらせていただきます。

委員長 次に（２）平成２５年第４回甲賀市議会定例会（９月）報告議案について、資料３に基づき、説明をお願いします。

教育部長 それでは、（２）平成２５年第４回甲賀市議会定例会（９月）報告議案につきまして主旨を申し上げます。

（以下、資料３により説明）

委員長 ただ今の（２）平成２５年第４回甲賀市議会定例会（９月）報告議案について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 詳細については別資料がございますので、ご一読いただけたらありがたいと思います。

特にご意見、ご質問等ないようですので、（２）平成２５年第４回甲賀市議会定例会（９月）報告議案については、報告事項として終わらせていただきます。

委員長 続きまして、３．協議事項に入らせていただきます。

（１）議案第３２号甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会設置要綱の制定について、資料４に基づき、説明をお願いします。

歴史文化財課長 それでは（１）議案第３２号甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会設置要綱の制定について、資料４に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料４により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（１）議案第３２号甲賀市水口曳山祭

曳山保存修理委員会設置要綱の制定について、何かご意見、ご質問等
ございませんか。

委員長 文化財ということで修理、補修に関する費用は、全部市で負担して
いるのですか。

歴史文化財課長 一般的には2分の1が、市の負担でございます。

委員長 2分の1ということは持つておられる町内、地域と市とで2分の1
の負担で修理をするということですか。

歴史文化財課長 そういうことでございます。

委員長 修理するにあたっての検討委員会がなかったので設けるということ
ですか。

歴史文化財課長 そういうことでございます。

委員長 修理、伝統を残していかなければならないということと、曳山の保
存ということを考えての委員会ということですか。

歴史文化財課長 今までは、その都度、相談を受けながらということでありまし
たが、委員会を設置して適切に、指導、助言いただくため、今回設置さ
せていただきます。

委員長 16基の曳山を全部、管轄するということですか。

歴史文化財課長 そういうことになります。
すべての修理に際しての指導助言ということになります。

委員長 文化財になってから何年ぐらい経つのですか。

歴史文化財課長 有形文化財については、昭和30年からです。

委員長 その他、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 曳山の修理委員会の委員さんの構成はどういう方でしょうか。

歴史文化財課長 次の議案になりますが、委員の委嘱で、民俗と建造物と染織の関
係となっております。

委員長 その他、よろしいですか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、ただ今の(1)議案第32号甲賀市水口曳山祭曳山保存
修理委員会設置要綱の制定については、原案のとおり、可決すること
とします。

委員長 それでは、（２）議案第３３号甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会委員の委嘱について、資料５に基づき、説明をお願いします。

歴史文化財課長 それでは、（２）議案第３３号甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会委員の委嘱について、資料５に基づき、提案説明を申し上げます。
（以下、資料５により説明）

委員長 ただ今、説明をいただきました（２）議案第３３号甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会委員の委嘱について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員長 ４名の方は、修理委員会委員ということですが、総括する役員さん、委員長、地元の人などは、どこに加わるのですか。委員会設置の方に加わるのですか。これでいくと委員５名以内をもって組織すると書いてあるのですが、修理委員さんは、地元の人に関係していないということですね。

歴史文化財課長 ４名につきましては、第３条２項（１）の文化財に関する学識経験を有する者ということで、全ての方を学識経験者で構成させていただいております。これにつきましては、あくまでも指導助言をいただく委員会ということであるということから、学識経験者とさせていただいております。

委員長 その他、教育委員会が必要と認める者というのは、委員会ではなくどこかの段階で選ぶのですか。

歴史文化財課長 現時点では、地元の方と考えているのですが、現時点（１）における学識経験者のみで指導をいただきたいと考えています。

委員長 具体的に提案したり報告したりというのは、教育委員会が、直接行うということですか。

歴史文化財課長 そうということです。

委員長 曳山の関係者、管理者、地元の人などはこの組織には入らないということですか。

歴史文化財課長 はい、今のところ考えておりません。

教育部長 補足説明をいたします。今回この新たな要綱の設置、委員の委嘱につきましては、県の文化財保護課から、十分な委員会組織をもって、

曳山の管理をする様にとの、指導がありましたことから、新たに、二つの提案をさせていただくものでございます。

今の地元の関係につきましては、教育委員会の歴史文化財課が、当然地元のいろんな思いや考えを十分汲み取った中で、この委員会にかけていくことを、当然していかなければならないと思いますので、地元の意向は反映していけると認識しております。しかし、この委員会が改めて立ち上がった段階で、やはり、地元も入ってもらいたいという意見があれば、そういうことも視野に入れながら、追加の委員も出てくる可能性があるというのが、先ほど委員長がおっしゃいました、その他認める者について対応できるものと判断しております。

そういう部分を併せ持って、今回、基本的には専門の4名できちんと動かしていきたいというのが、現状の思いでございます。地元の思いも教育委員会としてつかんだ上で、この委員会に反映していくべきと考えております。

委員 地元の、昔からよく携わってこられた方が入ってるほうが良いのではないかと思います。

委員長 教育委員会が修理するしないにかかわらず、事情や地域の中の情報を教育委員会が全部責任を持つのか。修理や保存にあたっても、ある程度、地元の方に入ってもらわないと、地元や曳山を持っている地域とは関係ないようなものになってしまうか。地元の人は、第三者的にこの人たちを専門委員としておいて、いろんなご指導、助言をいただいて修理について意見をもらうのは必要であるが、根本的に発生する地元の問題とか保存の問題、修理、曳山の倉庫とか蔵とか、実際に触っておられる地元の方が誰もここに入っていないというのはどうか、教育委員会が全部責任をもってやれるのですか。

歴史文化財課長 事務局として教育委員会はこの中に入らせていただきます。

あくまでも、事業主体というのは、地元の町内会ということですが、その地元の町内会に対して技術的に補足する形の中で指導助言という形で側面からも技術援助をいただくため、こういう形をとらせていただきます。あくまでも、地元の意向については行政の方が委員会の方

に伝達という形でさせていただくことになります。

委員長 そうすると教育委員会を通してということですか。

歴史文化財課長 そういうことになります。もし修理するということであれば地元の方から市に申請をいただきます。それを受け、これを修理するにはどういった技術的な形で、本来的な文化財として保存できるかという指導をいただき、地域で修理をしていただくという流れになります。

委員長 そうするとあくまで修理とか補修に関するだけのものですね。

歴史文化財課長 はい。その通りです。

委員長 普段の維持管理は関係なしということですね。

指導担当次長 それは、地元にしていただきます。修理も基本的に地元でしていただくものに関して、市が支援するための補助をする形になっております。通常は、地元の町が管理をしていただいています。今後も、今まで通りにしていただくことになります。

この修理にあたっては特に技術的な部分で、今までからたくさんの方に意見をお伺いしてきましたけれども、修理に関して技術的な指導や助言を正式にいただける機関がありませんでした。やはり文化財として、一定の形の修理をしていただければならないということから、その文化財的価値を損なわないような修理をしていただく必要があります。それには、専門家のメンバーによる機関を置き、その方から助言や指導をいただきたいということでございます。

当然、地元のものでございますので、地元の意向というのも、十分に配慮させていただきたいと考えます。

委員長 文化財保護委員会というものが甲賀市にはあるのですか。

歴史文化財課長 文化財保護審議会というのがございます。

委員長 文化財保護審議会、それは何をされているのですか。

歴史文化財課長 それは、文化財の指定に関する諮問であったり、基本的な方針について指導助言をいただいています。

委員 各町によって足並みは揃わないのではないですか。一気に補修をするというのではなく、修理の声があったところから、修理委員会の指導を受けて補修していくということですね。

歴史文化財課長 修理修繕の要望が、地元の町内会からあがってきたら審査指導をさせていただくことになります。

委員 16基の曳山を持っておられるところが、保存方法などに専門家の声を聞きたいとか、現実にはあるのですか。例えば、雨の後にどうするかなど、文化財としてもっと高めていくのにとという声はあるのですか。

歴史文化財課長 その部分で言えば、懸装品といって曳山の後ろに見送り幕をかけていますが、これらは傷みが曳山に比べて速いということがありますので、管理について指導してほしいということは聞いております。

委員 そういう部分で、立ち上げる委員会の意見をその地元にまた戻していくということはあるのですか。

歴史文化財課長 そういったことも念頭においております。

委員長 その他、ご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 他にご意見、ご質問等ないので、(2) 議案第33号甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会委員の委嘱については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 それでは、(3) 議案第34号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について)、資料6に基づき、説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、(3) 議案第34号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について)、資料6に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料6により説明)

委員長 ただ今、説明をいただきました(3) 議案第34号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について)、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 資料の3枚目、4行目の第3条教育総務課総務企画係中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号とありますが、次の14号の4が抜けてあるように思いますが。

指導担当次長 第13号の次に次の14号とすることなのですが、1号加えるという表現なのでこれでいいかと思います。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 甲賀市セーフコミュニティテーマ別対策委員会は、特に、担当は誰になるのですか。

セーフコミュニティとは具体的にどのようなものですか。

教育総務課長 セーフコミュニティというものを、甲賀市では、平成24年度から世界基準の取り組みといたしまして、活動を始めたところでございます。

セーフコミュニティとは、みんなが、ずっと健康でいられる安心安全な地域をつくる取り組みでありまして、今までから安心安全な取り組みは行っていましたが、それに加えて、化学的なデータに基づくプログラムや市民、地域、関係機関、行政等の部門、それから分野を超えた連携、協働によりまして、不慮の事故や犯罪、暴力、災害等による死亡や怪我を、効果的それから継続的に防いでいくというような取り組みでございます。これは、地域をあげて取り組んでいただくものであって、対策委員会も地域の方が委員になられて、どういうことが子どもの安心安全につながるのかというところを検討いただきます。色々なデータを参考にしながら、その対応を見つけていきます。

また、新年度の2月にプレ審査会がありまして、来年度、世界基準の認証を受けなければならないという制度ですので、それに向けて委員会を立ち上げまして、どういう取り組みをしていくか、今後どういう改善をしていくか、地域ぐるみで取り組むべきものは何かというのも含めまして、この中で検討をしていくというものでございます。

委員長 テーマ別の対策委員会、安全対策委員会を、新しく立ち上げるということですか。

教育総務課長 子どもの安全対策につきましては、教育総務課の中で直接関わって

いるというものにつきましては、学校施設の安全であります。

しかし、安全対策は、学校教育課、こども未来課、社会教育課、文化スポーツ振興課、それぞれの課が関わっておりますので、それぞれの課に担当を持っていくことはできないので、教育総務課で庶務を預かるということとなりました。

委員長 わかりました。他によろしいですか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、他にご意見、ご質問等もないようですので、(3) 議案第34号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について)は、原案のとおりで、可決することとします。

委員長 それでは、(4) 議案第35号平成25年第4回甲賀市議会定例会(9月)提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について、資料7に基づき、説明をお願いします。

教育部長 それでは、(4) 議案第35号平成25年第4回甲賀市議会定例会(9月)提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について、資料7に基づき、ご説明を申し上げます。

(以下、資料7により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(4) 議案第35号平成25年第4回甲賀市議会定例会(9月)提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 先日、甲南のホールで電球を交換をしていかなければならないということを知りました。現在、作られてないものもあるとのこと、どんどん換えていかなければならないということでした。そして、今後甲賀市内のホールでも発生するだろうという話を聞かせていただきました。今回も642,000円があがっていますが、改修にあたっては、長期的な計画をしないと、結構高くつくように思うのですが、いかがですか。

文化スポーツ振興課長 先日、現場の者が申しとおりましたとおり、機器等の経年のため、新しいデジタル化も踏まえまして、球等が古くなり、対応が

出来なくなっているところでございます。今回の補正につきましてはこれとは直接関係はございませんが、この前、聞いていただきましたとおり、このことにつきましては、予算の許す限り計画的な整備を順次進めていくように考えておりますのでよろしくお願いします。

委員長 その他、ご意見、ご質問等ございませんか。

 （全委員 質問等なし）

委員長 特にご意見、ご質問もないようですので、（４）議案第３５号平成２５年第４回甲賀市議会定例会（９月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 それでは、（５）議案第３６号平成２６年度使用甲賀市立小中学校教科用図書の採択について、資料８に基づき、説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、（５）議案第３６号平成２６年度使用甲賀市立小中学校教科用図書の採択について、資料８に基づき、その提案理由を申し上げます。

 （以下、資料８により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（５）議案第３６号平成２６年度使用甲賀市立小中学校教科用図書の採択について、ご意見、ご質問等ございませんか。

 会議の前に、各図書の閲覧また内容等、ご確認またご検討等をいただいたと思いますが、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いをしたいと思います。

委員 今回、中学校特別支援学級の一般図書が新たに選定されたということですが、中学校における特別支援学級の在籍生徒数と、その中で知的障害学級在籍の生徒数を教えていただきたいのと、もうひとつ、資料８の９ページの選定一覧のところに、先ほど一般図書とおっしゃいましたその後、文部科学省著作本、それから検定本に分けて書いていただけてますが、その著作本と検定本の違いというところをご説明お願いしたいのですが。

学校教育課長 中学校における特別支援学級の在籍生徒数でございますが、今年度におきましては、知的障害や自閉症・情緒障害、肢体不自由など全て

含めまして、81名の在籍でございます。これは、中学校の生徒数の2.9パーセントにあたります。また、その中で、知的障害学級在籍生徒数は、38名でございます、全体に対する割合は、1.3パーセントとなっています。

それから、2つ目のご質問の文部科学省の著作本と検定本の違いでございますが、検定本は、通常学級で使っております一般的な教科書でございます。一方、文部科学省の著作本と言いますのは、これは主に特別支援学校の児童生徒用に作られた本で、その子どもたちの発達段階や適正能力に応じて使用するもので、これにつきましては、国語と算数・数学と音楽の3教科のみの発行となっています。いずれも、該当学年の指導要領で示されています内容よりは、易しい内容になっております。

委員長

他にご意見、ご質問ございませんか。

委員

2点お伺いさせていただきます。まず、1点目ですが、現在の中学校の知的障害学級在籍生徒は、一般図書、文部科学省著作本、検定本の中からどれを使用されているのかということと、また、実際に中学校特別支援学級における学習はどのようにされているのかということをお伺いさせていただきます。

もう1点は、資料8の9, 10ページ選定一覧で、中学校知的障害学級用使用図書として新しく選定された一般図書名とその教科を何か教えていただきたいと思います。

学校教育課長

2点ご質問いただきました。1点目のどれを無償給付されているかということでございますが、先ほどご説明しました3種類の中から選択可能でございますが、先ほど38名の知的障害学級の在籍と申しあげましたが、全ての教科を検定本、すなわち通常学級の生徒と、同じ教科書を給付されているのが26名、全ての教科が一般図書のみというのが2名、教科によって検定本と一般図書の両方を給付されているのが10名でございます。

この結果から、38名中26名は、選択可能と言いながら、通常学級と同じ検定本を支給されております。この理由といたしましては、

本人の希望、保護者の願いなどもありまして、やはり該当学年と同じ教科書を持ちたい、持たせて勉強させたいというような思いもあります。

一方では、一般本は全部内容を網羅しているとは言い難いので、基本的には検定本で学習し、子どもたちの状況に応じて、よりわかりやすく、補助教材を使うこと、あるいは先生方の工夫でプリントを作って学習を進めている、そのような状況であると思います。

それから、今年見直しがなされた 9 ページと 10 ページの一般図書の中で新しく選ばれたものとして少し多いのですが申し上げます。

国語は、「ゆっくり学ぶ子のための国語 4」、「くらしに役立つ国語」

書写は、「母と子のお習字上」、「母と子のお習字下」、「はじめてのかきかた」

社会、地図はございません。

数学は、「よむ、かく、わかる！さんすう教室（入門編）」、から「上級算数習熟プリント 6 年」まですべて新しく採択されました。

理科は、「調べ学習・自由研究に役立つ理科の実験まるわかり B O O K」、「自由研究 わくわく探検大図鑑」

美術は、「D O ! 図鑑シリーズ工作図鑑作ってあそぼう！伝承・創作おもちゃ」

保健体育は、「コツをつかんで苦手を克服！小学生のための体育基本レッスン」

技術・家庭は、「たくさがわ先生が教えるパソコンの超入門の本」

外国語は、「絵から英語が覚えられるレインボー英和・和英辞典」

以上が、今年新たに採択されたものでございます。

委員長

よろしいですか。私からですが、第二採択地区でも選定のために行われた調査研究の観点とはどういうものであったのか、また、各教科で共通しているものであるのかということをお聞きしたいのですが。

学校教育課長 10 ページの下に、簡単ですが選定理由が書かれております。しかし、今委員長からご質問いただきましたように、調査研究の観点につ

いてでございますが、これは全ての教科で共通しております。

申し上げますと、５点ございまして、１つ目は、「学習指導要領に示された目標や内容、および生徒の発達段階に即しているのか、また本県の学校教育の重点に即しているか」２点目は、「内容の構成・配列・分量が適切であるか」３点目は、「学習が効果的に進められるように配慮されているか」４点目は、「表現・表記が適切であるか」５点目は、「資料・図表・写真・挿絵などは適切で造本に創意工夫がなされているか」この５点を基本的な観点として調査をされたところがあります。

しかし、辞典や問題集については、この内容に即さないものもありますので、一部については該当しない場合もあります。

委員長 今説明のあった、５点については、各教科に共通しているということですね。他に何かご意見等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特に、ご意見、ご質問等ないようですので、（５）議案第３６号平成２６年度使用甲賀市立小中学校教科用図書の採択については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 それでは、その他の連絡事項としまして、（１）平成２５年第１０回（９月定例）教育委員会については、９月２５日（水）の午前１０時から開催をさせていただきます。また、次に平成２５年第９回教育委員会委員協議会については、９月２０日（金）の午前９時３０分から、開催させていただきます。

委員長 それでは、最後に教育長からご挨拶をいただきたいと思います。

教育長 立秋から１０日あまりがたちました。

冒頭のご挨拶にもありましたように、相変わらずうだるような暑さが連日続いているところでございます。しかしながら、今週末には、二十四節気のひとつでございます「処暑」です。つまり、暑さが落ち着く時期を迎えることとなりました。いよいよ予報でも今週あたりがこの暑さの山場ではないかと言われているところでございます。また、そうなるように期待をしているところでもございます。

夏休みも30日あまりが過ぎましたが、これまでのところ、子どもたちにかかわる大きな事故、事件はおきておりませんで、安心をしているところでございます。一方で、この炎暑も大きく災いをしていると思います。子どもたちが外で遊ぶ姿に、いっこうに出会わないというようなこともございまして、ある意味で2学期当初の学校生活への対応が、大丈夫なのかということも少し気になるところでもございます。

一方で、中学校は夏休みに入ってすぐでございましたが、さまざまな部活動の大会がございました。そして、これも報告でございますが、3人の中学生が全国大会に、今年も出場してくれます。大変、嬉しく思っているところでございます。16日に激励会をさせていただきました。出場する中学生のうち、1名は、最後の調整ということで合宿中のため欠席でございましたが、城山中学校の2名の生徒が、激励会に出席をしてくれました。いずれも、本当にすがすがしいと言いますでしょうか、中学生らしい子どもたちでありまして、本当にこの子たちのどこにそれだけの気力と、それから力があるのかと、いい意味でそう思う中学生でございました。本当にそれまでの頑張りとして大会当日の健闘を祈るということで激励をさせていただきました。保護者の皆さん、そして監督、コーチの先生方、そして校長先生方にもすばらしい中学生を育てていただいたことに、お礼を申し上げたところでもございます。

さて、今月の8日に、緊急の地震速報がございました。この速報は、誤報であったということでございますが、一応、各所管いたしておりますさまざまな学校、保育園、そして施設等々から報告を見ておりました。保育園では、子どもたちをその時間も預かっておりましたので、子どもたちを一箇所に集めて、そして避難の体制を整えてあったということを確認をさせていただいて、大変ありがたく思ったところでございます。一方で、特に学校あたりは、夏休みということで子どもたちはおりませんし、事務局あるいは公民館等々も、来客がなかったということもあり、具体的にこういう行動をしたということが、明記は

されておりませんでした。私も十分に確認をしていませんので、一つひとつどうだったかということ把握しておりませんが、ある意味で、誤報であったことが幸いであったということではございます。

けれども、これが、本当に地震が起こったときに大丈夫なのかということ、少し気になる、そういう対応もあったように思いました。単に誤報であったということで、当該の機関を責めるのは簡単でございますが、こういうことを通してもう一度、地震が起こったときに適切に対応ができるのかという思いの中で、こういう機会も活用しながら、安全体制をもう一度見直しをすることが、とても大事なことはないかと改めて感じさせてもらったところでもございます。

いよいよ、来週から9月議会が始まるわけでございます。また、9月は、10月からの下半期に向けての準備をしっかりと最終整える大切な1ヶ月になるわけでございます。確実な事業の進捗とさらには次年度予算の策定ということも視野に入れながら、確実に知恵の結集を図ってまいりたいと思うところでございます。

引き続きまして、ご指導、ご支援賜りますように、お願い申し上げて閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

それでは、以上をもちまして平成25年第9回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

〔閉会 午後2時50分〕